

## 歴史・風土・文化を活かした地域づくりに関する研究（二）

### － 事例研究・飛騨高山：景観形成と地域社会の連帯を中心に －

谷 沢 明

#### はじめに

自然や文化を重視した誇りのもてる地域づくりの在り方を探ることは、我が国の重要課題の一つに挙げられている。フィールドワークを通して地域文化の振興に関する実践事例の調査研究は、筆者の研究テーマであり、これまで愛知淑徳大学助成研究として、「地域文化の振興に関する実践事例の調査研究」（平成13年度）、「歴史・風土・文化を活かした地域づくりに関する研究」（平成14年度）、「瀬戸内海地域における地域づくりに関する研究」（平成15、16年度）を実施してきた。

本稿においては、昨年度の事例研究・岐阜県郡上郡八幡町（現、郡上市）に引き続き、岐阜県高山市を事例に取り上げ、景観形成と地域社会の連帯を視点に、地域づくりの実践例について報告するものである。高山市は、伝統的建造物群の保存、及び市街地景観保存の先進地として知られ、その取組みは、行政と地域住民が一体となって行われている点を特色としている。地域づくりとそれに関わる行政・地域住民の連携の在り方には、高山市における地域社会に存在する伝統的住民組織・伝統的行事等の歴史的背景が影響を及ぼしているものと考えられ、それらの関係を中心に考察を進めていきたい。

本稿作成に当たっての調査研究は、高山市役所・高山市郷土館・屋台会館における資料調査、市街地の観察調査、及び下記のテーマを中心とした関係者へのインタビュー調査に基づいている。

- ①「高山市における市街地景観保存」（高山市都市基盤整備部）
- ②「高山市における町並み保存」（高山市教育委員会文化財課）
- ③「高山市における自主防災組織を中心としたコミュニティ活動」（高山消防署）
- ④「高山市における町内会を中心としたコミュニティ活動」（高山市企画課）
- ⑤「高山市における町並保存会の活動」（上三之町町並保存会）

なお、本研究の対象地とする高山市は、現代社会学部の新入生オリエンテーションを実施する地域であるとともに、地域文化調査で谷沢ゼミが毎年フィールドワークで訪れる地でもあり、高山市役所をはじめ、多くの関係機関の協力・教示と、学生たちとともに行ったフィールドワークでの観察・討論が本稿作成に当たっての基礎をなしている。

## 1、高山市の地域づくり

### (1) 地域の概要

高山市は、岐阜県の北部、高山盆地に位置する面積139.57 k m<sup>2</sup>、人口67,256人、25,240世帯

(平成16年10月1日現在)の都市である。分水嶺宮峠の北方に位置する高山盆地は、日本海に注ぐ神通川水系の流域にあり、市域はその支川の宮川・川上川・大八賀川に沿って広がりをみせる。高山の市街地は、四方を城山・東山・北山・中山などの山々に囲まれた宮川流域の地域に形成されている。

飛騨の政治・経済・文化の中心地である高山は、古い歴史をもつ都市で、奈良時代、飛騨国分寺が建立された。また、室町時代末期に高山外記が天神山に城を築き、戦国時代には、三木氏が松倉城を築いた。

今日の高山市街地は、金森長近の城下町建設が基礎になっている。天正13年(1585)、松倉城を攻略して飛騨を平定した金森長近は、翌天正14年、飛騨国3万3千石の国主として入府し、天正16年から城郭及び城下町の建設を開始し、城を取り囲む高台を武家地とし、低地を町人の居住地(三町)とし、東山山麓に寺院群を設け、街の骨格を形成した。

金森氏の高山支配は、6代107年間続いたが、元禄5年(1692)、金森氏は、出羽国上ノ山に転封となり、以後、飛騨は幕府直轄地となり、代官・郡代が政治を執り行うところとなった。この幕府直轄地の時代、高山では経済力を蓄えた町衆を中心とする、豪華絢爛たる高山祭の屋台に象徴される町人文化が花開き、今日に受け継がれる伝統文化の基礎が形づくられた。

明治元年には飛騨県が設置され、同年高山県となり、筑摩県を経て、明治9年に飛騨は現在の岐阜県となった。明治8年、旧城下町の町人居住地为基盤とする高山一之町村、二之町村、三之町村が合併して高山町が成立し、明治22年の町村制施行により高山町となるが、明治22年当時の人口は15,385人であった。

高山の近代化及び市街地の拡大は、昭和9年の国鉄高山本線開通が大きな影響を及ぼしている。旧来の市街地は、宮川の東側を中心に広がっていたが、国鉄高山駅の設置に伴い、宮川の西側に市街地が拡大していった。そして、昭和11年、高山は市制を施行し、今日に至った。

## (2) 伝統的文化都市「飛騨高山」

昭和41年に制定された「高山市民憲章」<sup>1)</sup>には、6項目が掲げられているが、その一つに「文化をたっとび、伝統を生かし、正しい教養を身につけましょう」と謳われている。その内容は、①伝統ある高山の文化に深い愛情をもち、文化財を尊重する、②文化諸活動を盛んにして、友愛を深め、品性の向上に役立てる、③国際理解をたかめ、時代の進歩に歩調をあわせる、と記されている。高山市において、すでに昭和40年代初期、伝統文化に根ざした地域づくりの方向性が示されていることを窺うことができる憲章である。

また、高山市で現在実施されている「第六次総合計画」策定の基礎をなす「高山市基本構想」(平成7年制定)<sup>2)</sup>には、市民と行政が協働して住みよいまちづくりをすすめるための三つの基本理念が掲げられている。それは、「自然と調和した、おちつきのあるまちづくり」「文化をはぐくむ、いきがいのあるまちづくり」「もてなしの心と、にぎわいのあるまちづくり」である。すなわち、①自然と歴史が調和したまちを市民と行政が一体となって守り育てる、②伝統的な文化・風習・生活様式を次世代に継承し、ふるさとを想う心がはぐくまれるまちづくりに努める、③地域の資源や特性を活かした振興施策を展開し、活気のあるまちづくりに努める、という内容を盛り込んだ基本理念である。そして、将来都市像<sup>3)</sup>として、「緑と歴史の香に包まれ

た、住みやすく、活力あふれる伝統的文化都市『飛騨高山』が提示され、「豊かな心をはぐくみ伝統文化の香るまちづくり - 伝統文化を継承しふるさとを想う心を育てる - 」をはじめ6つの施策の大綱<sup>4)</sup>が挙げられている。

昭和44年に始まった「高山市総合計画」は、現在、第六次を数えるが、以下、基本理念及び将来都市像の推移を整理したい。高度経済成長期に策定された「第一次総合計画」（昭和44～50年）においては、将来都市像として「産業観光都市」が打ち出されるが、石油ショック後に策定された「第二次総合計画」（昭和51～55年）では「伝統文化を生かし、自然と快適な生活環境との調和のとれた発展をめざす産業観光都市」と表現が変わる。これは国の「第三次全国総合開発計画」（昭和52年閣議決定）が基本目標として掲げた「人間居住の総合的環境の整備」に呼応するものであることが読み取れる。また、高山市の「第三次総合計画」（昭和56～60年）においては、基本理念を、①歴史的風格を持つ都市づくり、②地域間交流を促す都市づくり、③市民生活の向上を目指す都市づくり、の3点とし、将来都市像として「自然を愛し、歴史を培いゆたかな市民生活と活力ある産業、ふれあいの観光が調和を醸す、伝統的文化都市」としている。この基本理念及び将来都市像は、「第四次総合計画」（昭和61～平成2年）に受け継がれ、「第五次総合計画」（平成3～7年）では、基本理念を継承しつつ、将来都市像を「自然を愛し、歴史を培い活力ある産業、ふれあいの観光と豊かな市民生活が調和し創造性あふれる『伝統的文化都市』」と若干の文言修正を行っている。以上の整理・検討から、高山市が目指す地域づくりは、「伝統的文化都市」である、と要約できよう。

## 2、都市景観形成に向けての努力

ここでは、「伝統的文化都市」を目指す高山市における都市景観形成に影響を及ぼしたと考えられる事項を、地域文化の保存、環境保全の市民活動、町並み保存運動、景観保存の観点から概観したい。

### (1) 地域文化の保存

地域文化の保存として、高山の伝統文化を象徴する高山祭と屋台の保存、歴史民俗資料、町家の保存等を中心に述べたい。高山祭と屋台の保存は、戦後間もなく「高山市屋台保存会」が発足（昭和26年）し、高山祭が国の無形文化財に指定（昭和27年）されたことを契機とし、昭和30年代半ばに高山祭の屋台が国の重要有形民俗文化財に指定（昭和35年）されたことが保存運動の気運を盛り上げた。その後、各屋台の修理（昭和39～46年、及び54年～）、及び各屋台蔵の修理（昭和47～51年）が文化財保護補助対象事業として行われた。また、高山祭の屋台行事が無形民俗文化財に指定（昭和54年）され、高山祭を通じた地域文化の振興が実践されていく。さらに、昭和56年には「高山市屋台修理技術者認定要綱」<sup>5)</sup>が制定され、高山市における屋台修理について、優れた技術を保持する人を高山市屋台修理技術者として認定することにより、屋台の修理・保存・後継者養成を推進する制度が整えられていく。高山祭以外では、飛騨総社と東山白山神社の屋台蔵、及び神楽台（飛騨総社）と神楽台（東山白山神社）の屋台2基も県有形民俗文化財に指定（昭和34年）され、地域文化としての祭礼への関心が高まりをみせる。

歴史民俗資料の保存は、昭和20年代から関心もたれ、昭和28年、上一之町の商家・永田家の土蔵を活用した高山郷土館が設立された。高山郷土館では、高山はもとより飛騨一円の歴史

民俗資料の収集、調査研究を行い、昭和31年には博物館相当施設となり、歴史民俗資料の保存・公開に大きな役割を果たした。

歴史民俗資料の保存・公開においては、野外博物館としての「飛騨民俗村」の建設も重要な意味をもっている。昭和34年、荘川村にあった合掌造り民家の若山家を移築し、同年「飛騨民俗館」を開館したのが、「飛騨民俗村」の起りである。「飛騨民俗館」は、昭和35年に博物館相当施設の指定を受け、野首家などを移築して充実が図られた。その後、昭和44年、松倉城跡山麓に飛騨一帯から民家30数棟を移築復元し、昭和46年には「飛騨の里」が開館する。

古い町並みの中にある民家建築では、昭和41年に日下部家住宅（明治12年建築）と吉島家住宅（明治40年建築）が国の重要文化財に指定され、次いで昭和46年に松本家住宅（江戸時代後期建築）が国の重要文化財となった。とりわけ、日下部家住宅と吉島家住宅は、高山の旦那衆の美意識を表現した建築物として、我が国を代表する民家建築に数えられ、高山の伝統文化をあらわす町並みの象徴的存在となっている。

このように、昭和30年代から40年代半ばにかけて、着々と行われた地域文化の保存活動は、その後の高山市が目指す「伝統的文化都市」の布石として重要な意味をもつもの、と捉えることができる。

## (2) 環境保全の市民活動

環境保全の市民活動は、昭和30年代後半に「宮川に清流を」の子供会活動が開始（昭和37年）され、子供会の手で宮川へコイの放流（昭和39年）が行われ、河川環境保全への関心が高まっていた。その後、「宮川を美しくする会」が結成（昭和44年）され、江名子川、大八賀川、苔川でも地域住民による保全活動が始まり、早朝清掃活動が展開する。

高山市は、「高山市基本構想」に掲げた「快適でやさしさゆとりのあるまちづくり - 安全で人と自然にやさしい生活空間づくり -」を目指し、環境保全に力を入れる都市としても知られる。昭和47年に「高山市環境保全基本条例」が制定され、それを全面改正して平成7年に「高山市環境基本条例」<sup>6)</sup>が生まれた。「高山市環境基本条例」は、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定されたもので、河川の浄化、緑化の推進、自然景観の形成等の自然環境に関することをはじめ、総合的な環境政策が挙げられている。

高山市街地を流れる宮川は、高山市民にとってやすらぎの場所である。人々は川の音を聞きながら暮らし、城下町の町人居住地として形成された三町（一之町・二之町・三之町）の側溝には宮川の水が取り入れられている。古い町並みでは、夏は、側溝の水を撒いて温度を下げ、冬は側溝の水を利用して雪を溶かし、人々は川の水を生活の中に取り入れながら暮らしてきた。

この宮川の水は、高度経済成長期、汚染された。洗濯水などの家庭から雑排水が流れ込んだのが原因である。昭和40年代後半、公共下水道工事が始まるが、工事着手前は、宮川はドブ川状態であった、という。そして、昭和60年代初めに市街地の公共下水道工事が完了し、市民の努力とともに、宮川は少しずつ清流を取り戻していった。

高山市は山に囲まれた平地の少ないところで、街の中に緑が少ない。また、家屋が密集しているため、公園整備がしにくい土地柄である。そのため、宮川の河川敷を公園として整備する

ことが発案された。そして、昭和63年度から平成12年度にかけて、宮川河川環境整備事業（河川改修・低水護岸等、事業費7億3千600万円）が実施された。整備内容は、低水護岸工新設（自然石護岸・両岸、魚巢設置を含む）、落差工設置（2ヵ所、魚巢設置を含む）である。<sup>7)</sup>一級河川の宮川は、国が直轄で管理する川であるが、昭和62年の河川法の一部改正により、流量50 t/秒未満の川であれば、地方自治体が川を管理することが可能となったことを受け、宮川河川環境整備事業が行われたのである。

宮川河川環境整備事業の第一期工事として、鍛冶橋から下流の連合橋にかけて、940m間が整備された。ここは、古い町並みの三町に近く、宮川朝市に接し、観光客や市民が集まる場所である。川幅も広く、橋の数が少なくて整備しやすい環境にあった。宮川は、南北1%の勾配で、急流の河川である。<sup>8)</sup>そのため、落差を設け、河床勾配を緩め、河川の浸食を防ぐ配慮がなされた。また、宮川にはコイやウグイが棲んでいるが、魚が棲みやすい環境を整備することも課題であった。そのため、魚が隠れる場所をつくり、自然石型の工法が採用された。高水敷には親水公園もつくられた。宮川河川環境整備事業が完了すると、川の利用者は大幅に増え、河川敷を利用した夏祭りも復活した。

高山市都市基盤整備部によると、整備に当たっての反省点もあるという。<sup>9)</sup>従来は、国が整備していたので、地方自治体がやるようになって、ノウハウがなく、苦労が多かった。また、植えた芝生が洪水でダメになったこともあった。川に人が集まるようになったのはよかったが、観光客のゴミのポイ捨てや、イヌの糞の不始末が目立つようになった。

平成9年、河川法の一部が改正され、治水・止水・環境の三つを併行して整備するように河川整備の在り方が変わった。そして、植物が繁殖し、魚が棲みやすい川をつくることが求められるようになった。また、その頃から、河川整備は、行政主導から住民主体へ変っていき、地域住民、漁協、婦人会の意見を聞きながら、河川整備を計画していくように変化をみせた。

### (3) 町並み保存運動

昭和40年代に入ると、高山で町並み保存運動が開始された。昭和41年に地域住民の自発的動きにより「上三之町町並保存会」（昭和46年に「恵比須台組町並保存会」と改称）が結成されたのが、高山における町並み保存運動の起りである。昭和40年代初期は、高度経済成長に伴う開発行為の影響による歴史的風土の破壊が問題視され、歴史的資源・風土的資源・文化的資源をもつ地域において、歴史的町並みなどの保存活動が起こった時期でもあった。<sup>10)</sup>

上三之町の恵比須台組から起こった高山における町並み保存運動は、昭和30年代後半の観光客増加や、宮川を美しくしようとする市民による環境美化運動の気運の盛り上がり、ほぼ時期を同じくするものである。昭和30年代前半までの高山を訪れる観光客の大半は、温泉湯治・乗鞍登山を目的とするものであったが、昭和30年代後半から「小京都高山」のイメージを求めて高山を訪れる観光客が増えたことも、町並み保存運動が起こる背景の一つに挙げられている。<sup>11)</sup>

恵比須台組の町並み保存運動は、「先祖からの町は自分たちで守る」という住民の独自の努力による活動であり、行政からの規制で守るという性格のものではなかった。昭和43年、恵比須台組の電柱が撤去され、伝統様式による家屋の修景が始まる（昭和46年から高山市が助成を開始）。この町並み保存運動へは、昭和43年設立の「観光資源保護財団」（現、財団法人日本ナ

ショナルトラスト)からの支援があり、財団結成手始めの事業として、「上三之町町並保存会」への補助金支出(昭和44年~46年)が行われた。<sup>12)</sup>

その後、上三之町の竜神台組でも電柱が撤去され(昭和48年)、魚屋町から安川にかけての「上三之町町並保存会」(昭和48年)や、「上二之町町並保存会」(昭和49年)も結成され、高山における町並み保存運動は広がりを見せる。昭和48年、文化庁は「第1回集落町並本調査」<sup>13)</sup>を実施するが、対象地域三ヶ所の一つに高山市が選定されることとなった(他の二ヶ所は岡山県倉敷市、山口県萩市)。そして、2ヶ年にわたる調査の成果として「高山・町並調査報告」<sup>14)</sup>が刊行され、町並み保存の理念が打ち出された。

昭和50年の文化財保護法改正により伝統的建造物群が新たな文化財の種別に加えられると、その動きを受けて昭和52年「高山市伝統的建造物群保存条例」が制定された。<sup>15)</sup>昭和54年には「高山市三町伝統的建造物群保存地区」が国の「重要伝統的建造物群保存地区」(以下、「重伝建」という)の選定を受けることとなった。また、近年の動向として、平成16年に「下二之町大新町伝統的建造物群保存地区」が国の「重伝建」に選定され、保存地区が増大した。

#### (4) 景観保存

高山の魅力は、国の「重伝建」に選定された地区のみならず、その周囲に広がる古い町並みの存在が大きな意味をもっている。高山市は、これら市街地の景観保存においても、先進的な動きを見せた。昭和47年「高山市環境保全基本条例」の制定を受け、同年、「高山市市街地景観保存条例」が制定され、<sup>16)</sup>昭和49年から「市街地景観保存地区」の制定が始まった。市街地景観は、「高山市市街地景観保存条例」において、郷土の歴史的・文化的資産として位置づけられ、「高山市市街地景観保存計画」が策定された。<sup>17)</sup>当初、市街地景観保存地区に制定されたのは東山・神明町・上二之町・上三之町の4地区であったが、平成16年現在、市街地景観保存地区は12地区に増え、景観保存の動きが活性化した。

その後、高山市は、次々に景観保存に関わる施策を打ち出していく。昭和53年「高山市が設置する屋外広告物に関する要綱」の制定、<sup>18)</sup>昭和57年「高山市景観デザイン賞」の制定、<sup>19)</sup>昭和59年「高山の景観にふさわしい看板補助金交付要綱」の制定<sup>20)</sup>などが行われ、町並み景観に配慮した地域づくりが推進される。

また、昭和55年から「まちかど整備事業」が開始された。<sup>21)</sup>この事業は、昭和54年に国土庁から「伝統的文化都市・高山」としての都市整備の方向について調査対象都市に選定され、この中で特に伝統的文化の継承、発展や市民生活の向上とともに成り立たせるような、高山固有の新しいまちづくりの手法が求められていたことを背景に生まれた。そこで、高山市は、伝統的文化そのものの保存や町並みの単なる復元保存から一歩前進し、近代的なものを含んだ都市整備の手法を取り入れた「まちかど整備」に取りかかったのである。昭和55~58年度の「まちかど整備事業」は高山市の「第三次総合計画」に位置づけられ、約3億円の事業費を費やし60ヶ所が整備された。<sup>22)</sup>その後、昭和60年に環境庁の「アメニティ・タウン計画策定地域」の指定を受けたのを契機に、河川美化・町並み保存・緑化・まちかど整備を総合化した「高山アメニティ・タウン計画」が策定され、この計画に基づき、事業が継続されていく。平成14年度現在、85ヶ所所の「まちかど整備」、20ヶ所の「街路河川修景」を完了し、23年間で4億9千万円

余の事業費が投入された。<sup>23)</sup>

「古い町並み」と多くの人々にイメージされている高山は、いわば「古さを演出した街」と言い換えることができるのではないか。過去の文化遺産を守るだけにとどまらず、その歴史性・文化性を活かした新たな景観創出を、多額の費用を導入して行い続けている街が高山と云えよう。そして、平成13年には「高山市潤いのあるまちづくり条例」が制定され、<sup>24)</sup> 歴史・文化・風土を活かした総合的な地域づくりがさらに推進されるようになった。

#### (5) 町並み・景観保存のための住民組織

高山市において、これら地域づくりを担い、推進力になっているのが、「町並保存会」や「景観保存会」である。高山市には、現在、「高山三町伝統的建造物群保存地区」において「恵比須台町並保存会」「上二之町町並保存会」「上三之町町並保存会」「片原町景観保存会」の4組織がある。恵比須台組・上二之町・上三之町の各町並保存会は、「高山三町伝統的建造物群保存地区」の都市計画決定に先立ち結成されたものである。また、「市街地景観保存区域」においては、4つの「町並保存会」と8つの「景観保存会」が組織されているが、これらは「市街地景観保存区域」の追加指定により順次結成されていった保存会である。それらの組織化された年代は<表1>のとおりである。

<表1> 保存区域の指定と保存会の結成

年 代	事 項
昭和41年	上三之町町並保存会結成（昭和46年3月に恵比須台組町並保存会に改称）
昭和48年	上三之町町並保存会結成（魚屋町から安川まで）
昭和49年	上二之町町並保存会結成
昭和49年	「市街地景観保存地区」の指定（4ヵ所） 東山保存区域・神明町保存区域・上二之町保存区域・上三之町保存区域 （東山景観保存会・神明町景観保存会・上二之町町並保存会・上三之町町並保存会）
昭和53年	「市街地景観保存地区」の追加指定・豊明台組保存区域（豊明台組町並保存会）
昭和53年	「高山三町伝統的建造物群保存地区」の都市計画決定
昭和54年	「高山三町伝統的建造物群保存地区」が国の「重伝建」に選定
昭和61年	「市街地景観保存地区」の追加指定・上一之町上保存区域（上一之町上町並保存会）
平成4年	「市街地景観保存地区」の追加指定・寺内保存区域（寺内景観保存会）
平成6年	「市街地景観保存地区」の追加指定・下三之町中組保存区域（下三之町中組町並保存会）
平成10年	「市街地景観保存地区」の追加指定・片原町景観保存区域（片原町景観保存会）
平成12年	「市街地景観保存地区」の追加指定・鳩峯車組保存区域（鳩峯車組景観保存会）
平成13年	「市街地景観保存地区」の追加指定・神馬台組保存区域・船鉾台組保存区域 （神馬台組景観保存会・船鉾台組景観保存会）
平成16年	「下二之町大新町伝統的建造物群保存地区」国の「重伝建」に選定 （鳩峯車組・神馬台組・船鉾台組・豊明台組の各景観保存区域を含む）

高山市街地では、以上のように多数の保存会が地域社会の中に存在し、行政と地域住民のパートナーシップによる地域づくりが実践されている。その活動を支えているのは、伝統的に受け

継がれてきた人々の絆と地域社会のコミュニティの存在と考えられる。高山の古い町並みを歩くと、これらの「町並保存会」や「景観保存会」が防災活動を始めとする各種自治活動に積極的に取り組んでいる光景を目にすることができる。

また、自治活動と祭礼組織とのつながりも緊密である。たとえば、自治活動の一つである防災活動をみると、高山祭の屋台を収納する23の屋台蔵の前に秋葉様が祀られている光景を少なからず目にすることができる。火伏せの神として信仰されている秋葉様の小祠は、高山で60余社を数えるというが、屋台蔵の敷地にこの秋葉様を祀る組み合わせは興味深い。その一例である、桜山八幡宮参道南端に祀られている鳳凰台組秋葉社の説明板には「屋台組には組内の火防鎮護と町内安全を願って古くから秋葉神を祀る風習があります」と記されている。このことからわかるように、祭礼組織と自治活動の一翼を担う消防組織は、密接に結びつき、それが地域社会を守り育ててきたことが窺える。

すなわち、高山市では、江戸時代から屋台組、秋葉様を祀る組織、火消の組織が形づくられ、今日それが町内会、自主防災組織、町並保存会、景観保存会の諸活動に受け継がれているのである。このような多様な組織が地域社会の中で発達し、それが地域社会における人々の結束と自治意識を高め、そのことが高山の景観保存に重要な意味を持っているものと考えられる。すなわち、地域のコミュニティ組織がしっかりしていることが、高山において伝統的な町並みや景観が保存されてきた背景になっている、と指摘できよう。

### 3、地域社会に息づく「屋台組」「火消組」

#### (1) 地域コミュニティを支える「屋台組」

高山市街地の氏子圏は、安川通りを境に南が日枝神社、北が桜山八幡と分かれている。また、市街地の東に東山白山神社、東山神明社、錦山神社が祀られており、それぞれ独自の氏子圏もっている。高山祭は、日枝神社の春祭（山王祭、4月14、15日）と桜山八幡宮の秋祭（八幡祭、10月9、10日）を総称した呼称である。東山白山神社、東山神明社、錦山神社では、5月の連休の時に祭礼が行われる。

高山祭の屋台を維持管理するのが「屋台組」と呼ばれる町内組織である。この「屋台組」は、屋台のすばらしさを競い合うとともに、時には対立することもあるが、地域にとって大切な地縁集団となっている。<sup>25)</sup>安川通りから北に桜山八幡宮の「屋台組」、南に日枝神社の「屋台組」が分布するが、これら「屋台組」は、町内会より細かい単位で構成されている。そして、おおむね「屋台組」を基礎に「町並保存会」「景観保存会」が結成されている。

日枝神社の春祭には12台の屋台が曳き出される。旧三町から9台と、川向の3台で、からくり人形を行う屋台が3台ある。桜山八幡宮の秋祭には11台の屋台が曳き出される。旧三町から8台と、越中街道の2台、八幡・桜町の1台で、からくり人形を行う屋台が1台ある。日枝神社及び桜山八幡宮の祭礼で曳き出される屋台は<表2>の通りである。



&lt;表2&gt; 日枝神社及び桜山八幡宮の祭礼の屋台

日枝神社の春祭の屋台	桜山八幡宮の秋祭の屋台
①上一之町上組：神楽台	①八幡町・桜町：神楽台
②上一之町中組：三番叟（からくり人形）	②下一之町上組：布袋台（からくり人形）
③上一之町下組：麒麟台	③下一之町中組：金鳳台
④上二之町上組：石橋台（からくり人形）	④下一之町下組：大八台
⑤上二之町中組：五台山	⑤下二之町上組：鳩峯車
⑥上二之町下組：鳳凰台	⑥下二之町中組：神馬台
⑦上三之町上組：恵比須台	⑦下三之町上組：仙人台
⑧上三之町下組：龍神台（からくり人形）	⑧下三之町中組：行神台
⑨片原町：崑崗台	⑨下三之町下組：宝珠台
⑩本町1丁目：琴高台	⑩大新町1丁目：豊明台
⑪上川原町：大国台	⑪大新町1～4丁目：鳳凰台
⑫川原町：青龍台	

ここで見落としていけないのが、休台中の屋台の存在である。諸般の事情によって、屋台は出さないものの代車・台名旗で祭りに参加する組がある。<sup>26)</sup>

桜山八幡宮祭礼の休台中の屋台は、浦島台（一之新町組）<sup>27)</sup>・牛若台（寺内町組）<sup>28)</sup>・文政台（下一之町中組）<sup>29)</sup>・船鉾台（下二之町下組）<sup>30)</sup>の4台である。ほかに大正台（大新町4丁目）<sup>31)</sup>・桜台（下三之町桜組）<sup>32)</sup>・水門台（大新町5丁目水門組）<sup>33)</sup>の3台が、新たな屋台組を結成して代車・台名旗で祭りに参加している。日枝神社祭礼においては黄鶴台組（上一之町）と南車組（上二之町）が廃台、三安瓢箪組（上三之町）・敬慎組（上二之町）が神輿組となっているが、住民は「屋台組」同等の意識をもっている。<sup>34)</sup>

高山祭の屋台の創建年代は、享保3年（1718）の神馬台・仙人台がもっとも古く、大半は18世紀後半から19世紀後半であり、高山の町衆の財力がもっとも高まった時期と一致している。また、19世紀初期には屋台の修理・改造がひんばんに行われ、現存する屋台の大半が、この時期に集中的に建造された。そして、明治初期には40台近くの屋台を数えたというが、その後、廃台・解体・転売された屋台もあり、現在の23台となった。

戦後、これらの屋台を保存するため、昭和26年「高山市屋台保存会」が発足したことを前述した。「高山市屋台保存会」の活動目的は、文化財指定を受けた屋台と伝承行事の保存維持に努め、そのための環境を整備し、地域文化の向上に資することである。保存会の会員数は25組で、会費は年額15,000円で、高山市内の文化財指定を受けた屋台を保有する「屋台組」が入会条件となっており、事務局は高山市教育委員会文化財保護課内に置かれている。保存会の主な活動は、高山の祭屋台の保存及び、屋台囃子の後継者育成である。

昭和39年以降、各屋台の文化財保護事業の補助対象修理が始まり、現在、「高山・祭屋台保存技術協同組合」が屋台の修理にあたっている。この組合は、昭和56年、「高山市屋台保存会」の推薦のもとに、高山市教育委員会より屋台保存修理技術者としての認定を受け、屋台の保存修理を目的に設立された団体である。従来、各職がそれぞれで行ってきたものを、組合を設立して一括受注するようになり、技術の錬磨、後継者の育成、継承に重要な役割を果たしている。それぞれの「屋台組」の活動とともに、これら二つの組織は、高山の伝統文化を継承する上で

重要な存在である。

「屋台組」では、祭が近づくと、寄り合いを開く。そして、屋台を飾り付けして、諸準備を行う。寄り合いでは、酒も出て、世間話がはずむ。人々は、屋台のお囃子、カラクリの練習、獅子舞、太々神楽、鬨鶏楽、浦安の舞などの練習を重ね、祭を迎える。これらの伝統神事・芸能には小中学生も加わり、世代間のコミュニケーションの機会ともなっている。

また、「屋台組」間の連携もみられる。前述の「高山市屋台保存会」は、各「屋台組」が屋台の保存とその伝統を受け継ぐとともに、さらに祭りの相互協調等を図ろうとして発足したものの、といわれる。ほかに「屋台組」間の連携を窺い知るものに、桜山八幡宮奉納絵馬が挙げられる。境内に祀られた秋葉社下の絵馬殿には、黒毛馬の絵馬（昭和28年奉納）、<sup>39)</sup> 竜の絵馬（昭和31年奉納）、<sup>39)</sup> 赤毛の馬の絵馬（平成2年奉納）<sup>37)</sup> 等が掛けられているが、奉納者名から「屋台組」間のつながりが読み取れる。

## (2) 「火消十組」の成立

「屋台組」とともに地域社会で重要な役割を果たしてきたものに、「火消組」があった。木造家屋が密集する高山は、たびたび大火にみまわれた。焼失家屋が数百軒以上におよぶ大火だけでも、享保7年（1722）から天保3年（1832）までに5回を数え、明治以降の大火を含めると、焼失範囲は高山市街地の全域に及ぶほどであった。<sup>39)</sup> 高山の裕福な家では、火事後、いつでも家屋を再建できるように木材を蓄えている家も見られた、という。<sup>39)</sup> それほど、火事はたびたび起きた。昔は、屋根は板葺きで、火が移りやすかったからである。

町並みに巡らされた水路は、防火用水としての役割をもっており、町家の大戸口の上には防火用の水汲み籠を備えておく習慣があった。<sup>40)</sup> また、水汲み用の柄杓を備えている家も見られた。<sup>41)</sup> さらに、明治38年の火災で類焼した吉島家住宅（国重文）には、防火用の「火垣」が設けられている。土蔵は、屋根が燃えても中に火が入らないように、置き屋根でつくるのが一般的であり、町家の屋敷裏に連続する土蔵群は、防火帯の役割を果たしていた。

これら、度重なる大火に備えて、高山では「火消組」が結成された。この歴史的な消防組織を知るには、高山市郷土館の「火消資料」の展示が参考になる。高山市郷土館には、「火消方請状」「火消道具定」の古文書を始め、「火消十組」の火消装束、いろは組纏図、馬頭組纏雛形、は組駆附引払木札、火消方御用印鑑など興味深い資料が展示されている。

資料の一つ、天明3年（1783）の「火消方請状」は、次のように記されている。

覚

一 惣札数百五拾貳枚

内

貳拾壹枚 大工年番のものえ

七拾壹枚 惣大工のものえ

壹枚 木挽年番貳拾貳人え

貳拾貳枚 木挽年番のものえ

三拾七枚 惣木挽のものえ

右之通御願申上候ニ付、此度大工木挽中え、銘々御札御渡被成、奉請取候。（後略）

高山の「火消組」は、天明3年(1783)に、大工92名、木挽59人に火消の役を命じ、火消役札を渡し、纏を備えるようになったことを起こりとしていることを窺う古文書である。そして、文政9年(1826)には、「陣屋火消」として東、西、南、北、水の5組(組員389人)が結成され、纏5本、龍吐水2、水籠300ヶ、団扇52本を備えるようになった。

高山市郷土館には、神明講(上町火消組)の鹿皮羽織を始め、「火消十組」の纏や半纏などの火消装束も展示されている。鹿皮羽織は、火事の際やよそ行きの時に着用するもので、1着3両(幕末で米5俵に相当)もするの高級品であった。上町火消組には80着の鹿皮羽織があり、日枝神社に所蔵されている。「火消十組」は、次の通りである。

と組(区域:下向町下):(紋は、との字崩し。組員60余)

西組(区域:下向町上):(紋は、西の字。組員40余)

馬頭組(区域:上向町、中向町、浦町):(紋は、轡<くつわ>。組員80余)

いろは組(区域:い組八軒町、ろ組上川原町、は組川原町・西町・中町):(紋は、源氏車。組員:60余)

愛宕講(区域:空町神明神社組):(紋は、松川菱。組員50余)

神明講(区域:上三町、神明町、片原町):(紋は、将棋の駒。組員80余)

東組(区域:空町錦山神社組):(紋は、東の字。組員50余)

輪組(区域:町方):(紋は、輪違い。組員70余)

白山組(区域:空町白山神社組):(紋は、白の字崩し。組員60余)

秋葉講(区域:下三町、寺内町、三新町、八幡町):(紋は、御幣に蛇の目。組員120余)

民間火消として最初に発足したのは秋葉講で、天保3年(1832)のことであった。天保14年(1843)には、秋葉講の他に神明講、いろは組、西組、と組、輪組、東組の8組ができて、「陣屋火消」5組は解消した。その後、東組から愛宕組、白山組が分かれて、「火消十組」が成立したのである。

### (3)「火消十組」から消防組・消防団・自主防災組織へ

近代に入った明治27年(1894)、「消防組規則」の公布があった。これは、雑多な消防組の全国的統一を行うことを目的に定められたもので、この規則により消防組は、市町村を単位として設置され、費用も市町村が負担することになった。この規則には、消防組の指揮監督は、府県知事が指定した警察署長が行うことが明記され、以後、各警察署が消防組を指導することになった。

高山では、同年8月、岐阜県命により従来の「火消十組」を四組(一部いろは組・馬頭組、二部西組・と組・輪組、三部神明講・秋葉講、四部東組・愛宕講・白山講)360人とした案を提出したが、県庁所在地岐阜の四組200人と比べ高山は多すぎるという理由で許可されなかった。しかし、家屋の構造や従来の伝統・経緯を訴えて、この案はようやく許可を受け、ここに伝統的な「火消十組」は解消することとなった。

その後、消防組は順次整備されていったが、昭和7年以降、軍部の指導により、防空のための機関として防護団が設置され、さらには、昭和14年に消防組と防護団を統合して警防団が発足し、戦時体制下における消防業務は警防団が行うようになった。警防団の人々は、戦時下防

空、消火の基本単位である町内会、部落会、隣組の指導者となって活動をする。

第二次大戦後、昭和22年の「消防組織法」の制定に伴い、消防業務は警察署から市町村長の監督に移されることになるが、昭和23年、従来の警防団に変わり、高山市消防団が発足した(4分団、506人)。翌24年、高山市消防署が業務を開始した。その後、昭和47年に飛騨消防組合(高山市・古川町・国府町)が設立され、高山消防署が高山市内を担当することとなった。また、平成9年、飛騨消防組合に近隣町村が加わり、1市3町9村で組織の再編成がなされ、今日に至っている。

現在、高山市では、130の町内会すべてに自主防災組織が結成され、消防団と連携をとりながら、町内会単位に活動が行われている。これは、高山市における地域社会の結束力の強さを象徴するものである。<sup>42)</sup>

高山市で最初に結成された自主防災組織は、昭和49年の滝町自主防災組織である。昭和50年代に入り、昭和53年度に本町1丁目慶祥組の自主防災組織ができた。次いで、昭和55年度に上二之町町並保存会自衛消防隊と上三之町恵比須台組の自主防災組織がつくられた。翌56年度には本町三丁目三栄会自衛消防隊と桜町地区自主防災組織が、59年度に総和町1丁目自衛消防隊、61年度に片原町自衛消防隊が組織された。本町1丁目慶祥組と上三之町恵比須台組は「屋台組」を単位とした自主防災組織であり、上二之町は「町並保存会」の自衛消防隊であることを特色としている。

平成元年度、消防審議会の意見で、地域ぐるみの防災組織の必要性が出されるが、当時、高山市において自主防災組織の結成率は4%とわずかであった。早急に組織づくりをしようという話が出て、町内会の人を集めて説明会が開催され、組織化が図られ、平成6年度までに、この他に57の自主防災組織がつくられていった。平成7年には阪神淡路大震災があり、これを機に、「自分たちの町は自分たちで守ろう」という意識が高まり、平成7、8年度までに120余の自主防災組織が町内会などにおいて自主的に結成され、地域防災活動の拠点として活動することになった。

それぞれの自主防災組織においては、防火水槽や消火栓の位置の確認、可搬ポンプや町内消火器の位置の確認、避難所や避難路の確認をはじめ、防災資機材の整備・点検、消火栓操作・消火器取扱訓練などの防災訓練が行われている。また、平成8年度からは地域防災活動協力員が設置され、防災訓練の指導や防災意識の啓発活動に取り組むようになった。

#### (4)「火消十組」の分布

高山の消防組織の基礎をなした「火消十組」は、いかなる区域を単位として結成され、これが、現在の町名でどこに相当するか、また、高山祭の屋台の保有といかなる関係をもっているかを整理してみたい。その関係を示すと<表3>の通りである。と組(区域:下向町下)、西組(区域:下向町上)、馬頭組(区域:上向町、中向町、浦町)、いろは組(区域:い組八軒町、ろ組上川原町、は組川原町・西町・中町)、神明講(区域:上三町、神明町、片原町)秋葉講(区域:下三町、寺内町、三新町、八幡町)の6組が高山祭の「屋台組」の範囲にあり、愛宕講、白山組、東組は、それぞれ神明神社、白山神社、錦山神社の氏子圏ごとに「火消組」が結成されていたことが明らかになる。

<表3>火消十組の区域と高山祭屋台の保有の関係

火消十組の名称	現在の地名と高山祭屋台の保有
と組：(区域：下向町下) 西組：(区域：下向町上) 馬頭組：(区域：上向町、中向町、浦町)	本町1～4丁目：(上向町・向町・下向町など) 琴高台を所有(馬頭組が祀る山桜神社あり) *浦町：山桜神社西の有楽町界限
いろは組：(区域：い組八軒町、ろ組上川原町、は組川原町・西町・中町)	八軒町1～3丁目：高山陣屋南西一帯 (一本杉白山神社あり) 上川原町：大国台を所有(越中街道) ろ組(いろは組の内) 川原町：(東川原町の一部)青竜台を所有 (越中街道) は組(いろは組の内) 西町：(中川原町・西川原町) は組(いろは組の内) *中町：川原町西の細い道筋
神明講：(区域：上三町、神明町、片原町)	上一之町：神楽台・三番叟・麒麟台を所有 上二之町：石橋台・鳳凰台・五台山を所有 上三之町：恵比須台・竜神台を所有 神明町1～4丁目： 片原町：崑崗台を所有
秋葉講：(区域：下三町、寺内町、三新町、八幡町)	下一之町：布袋台・金鳳台・大八台を所有 下二之町：神馬台・鳩峯台を所有 下三之町：仙人台・行神台・宝珠台を所有 大新町1～5丁目：(新町のうち大新町・一之新町・二之新町)：鳳凰台・豊明台を所有(越中街道) 八幡町：(新町のうち八幡町) 寺内町：高山別院周辺
愛宕講：(区域：空町神明神社組)	備考①参照
白山組：(区域：空町白山神社組)	備考①参照
東組：(区域：空町錦山神社組)	備考①参照
輪組：(区域：町方)	備考②参照

備考①：空町は明治8年～昭和17年の大字名。現在の宗猷寺町・天性寺町・愛宕町・若達町1～2丁目・春日町・島川原町・堀端町・馬場町・吹屋町・大門町・鉄砲町・城山に相当する。

備考②：町方は明治20年～昭和17年の大字名。市街地に隣接の花里・上岡本・下岡本・七日町各村の一部が町場化して成立。現在の花川町・朝日町・相生町・浦町・末広町・神田町・八軒町・本町に相当する。

## (5) 保存区域と「屋台組」

高山市の伝統的建造物群や市街地景観の保存において、「屋台組」は大きな役割を果たしてきたものと考えられる。高山市内の町内会のコミュニティ活動の特徴は、大きく分けて三つある、という。<sup>43)</sup>一つは、高山祭などの祭礼を機会として、地域の人々が交流して一つになることが挙げられている。次に、葬儀、降雪時、災害時における相互の助け合いが強く、伝統的な地域づきあいが生きていることが挙げられる。三つ目は、11の小学校区を単位とした校区社会教育運営委員会による文化祭・運動会・花壇づくりなどの活動が活発なことである。これらは130の町内会（住民の町内会への加入率は72.6%）を母体に出出された専門部会委員を中心とした、地域社会とつながりが深い活動である。<sup>44)</sup>むろん、高山の中心的な市街地にある「伝統的建造物群保存地区」「市街地景観保存区域」においても、祭礼を中心としたコミュニティ活動は活発である。ここで、保存地区の町内会と「屋台組」の関係を整理すると<表4>の通りである。

&lt;表4&gt;「伝統的建造物群保存地区」と「市街地景観保存区域」の町内会（世帯数は平成15年度）

町内会	世帯数	保存区域	高山祭の屋台
上一之町	82	一部が上一之町保存区域	上組・神楽台、中組・三番叟、 下組・麒麟台
上二之町	48	一部が「高山三町伝統的建造物群保存地区」一部が上二之町保存区域	上組・石橋台、中組・五台山、 下組・鳳凰台
上三之町	88	「高山三町伝統的建造物群保存地区」	上組・恵比須台、下組・龍神台
片原町	48	片原町保存区域	崑崗台
下神明町	62	神明町保存区域	
下一之町	80	（保存区域ではない）	上組・布袋台、中組・金鳳台、 下組・大八台
下二之町	48	「下二之町大新町伝統的建造物群保存地区」、鳩峯車組保存区域・神馬台組保存区域・船鉾台組保存区域	上組・鳩峯車、中組・神馬台 （船鉾台組は休台中）
下三之町	67	一部が下三之町中組保存区域	上組・仙人台、中組・行神台、 下組・宝珠台
大新町1丁目	71	「下二之町大新町伝統的建造物群保存地区」、豊明台組保存区域	豊明台
鉄砲町	64	一部が寺内保存区域	（寺内組の屋台・牛若台は休台中）
宗猷寺町	107	東山保存区域	（東山白山神社、東山神明 神社の氏子圏）
天性寺町	86		
愛宕町	73		

備考：その他、日枝神社祭礼の屋台を保有する町内として、本町1丁目（51世帯、琴高台）、上川原町（85世帯、大國台）、川原町（67世帯、青龍台）がある。また、桜山八幡宮祭礼の屋台を保有する町内として、八幡町・桜町（八幡町113世帯・桜町89世帯、神楽台）、大新町1～3丁目（1丁目71世帯、2丁目77世帯、3丁目107世帯、鳳凰台）がある。

## (6) 古い町並みを守る地域社会の絆

高山では、古い町並みを災害から守ろうと、「町並保存会」が中心になって防災活動に取り組んでいる。たとえば、国の「重伝建」の選定を受けている「高山市三町伝統的建造物群保存地区」には約150世帯が住んでおり、地区内には3つの「町並保存会」があり、それぞれの保存会に自主防災組織としての自衛消防隊がつくられている。それは、恵比須台組自衛消防隊(60人)、上三之町自衛消防隊(54人)、上二之町自衛消防隊(42人)である。自衛消防隊は、毎年秋になるとそれぞれ消防訓練を行う。訓練内容は、地上式消火栓からホースを使用した放水訓練、可搬ポンプを使う放水訓練、消火器を使った消火訓練などである。これらの自衛消防隊は、江戸時代の「火消」の心意気・伝統を受け継ぐものである、という。<sup>45)</sup>

高山市は、平成7年度に「高山三町防災計画」を策定し、それに基づき平成8年度以降、防災対策を強化した。事業内容は、消火栓の効率的配備、防災備品の配備、土蔵を防火帯として活用するための整備、警報ベルの改修、防災水利の改修整備、グループ監視自動火災警報設備の設置等である。消火栓や可搬ポンプは、消防署員が使う口径65mmのものではなく、口径50mmのもので、一般の人でも使いやすいうように工夫されている。防災水利の改修整備は、古い町並みの両側を流れる側溝の水を防火用水として利用できるようにしたものである。そこには、水を止める板も常備してある。また、グループ監視自動火災警報設備は、昔の「五人組」の近隣組織を活かす発想から生まれたもの、という。<sup>46)</sup>

町内会と「屋台組」の重なりは、一つの町内会で複数の「屋台組」<sup>47)</sup>となっているものや、町内会が一つの「屋台組」<sup>48)</sup>であるものの両方がある。これらの「屋台組」が単独、あるいは連合して「町並保存会」をつくっている。<sup>49)</sup>これらの「町並保存会」は、防火・防災の単位でもあり、高山市から貸与された防災用具の管理を行っている。消火器の詰め替えも、保存会の費用で補填し、消火器や消化ホースの箱を保存会で作っている。たとえば、「上三之町町並保存会」は、昭和55年に自衛消防隊を結成し、以後、毎年、消防訓練を行うようになるが、高山市から消火器が配布され、可搬ポンプが設置されたのもこの年からである。ちなみに「上三之町町並保存会」で各家から集める会費は月額300円で、高山市から年間25万円の補助金が出ている。保存会の活動の中心は、防災用具の管理と防災訓練を中心とした防災関係である。その他、観光客のゴミのポイ捨て防止の標語を出したりもしている。また、年1回、研修旅行を企画し、各地の町並みを見学に行き、行った先の保存会の人と交流をして認識を新たにして今後の保存活動に取り組んでいる。

「町並み保存」「景観保存」は、建造物の外観を周囲と調和させるための活動のみならず、伝統的な家屋を火災から守る防災活動が大きな位置を占めていることが窺える。それは、祭の「屋台組」を基盤にした地域コミュニティ活動の一環であり、そこには、伝統的に形成された「火消組」以来の心意気・人々の絆が、脈々と受け継がれている。そして、祭礼を中心に結びついた地域の人々が共通意識を確認しあい、自らの地域の在り方を語り合い、行政との連携を深める中で、町並み景観をはじめとする高山の伝統文化が受け継がれていることが窺える。

## まとめ

以上の調査研究を通して学んだことを要約すると、以下のとおりである。

①高山市は、伝統的建造物群の保存及び、市街地景観保存の先進地であり、その取組みが行政と地域住民が一体となっていて行われている点が特徴である。地域づくりとそれに関わる行政・地域住民の連携の在り方には、地域社会における伝統的住民組織・伝統的行事等の歴史的背景が影響を及ぼしている。

②高山市が目指す地域づくりは、「伝統的文化都市」である。その取組みは、昭和26年に「高山市屋台保存会」が発足し、高山祭が国の無形文化財に指定（昭和27年）されたことを契機とする。また、昭和30年代後半に地域住民による河川美化を中心とする環境保全活動が始まり、昭和41年に地域住民の自発的動きにより「上三之町町並保存会」（昭和46年に「恵比須台組町並保存会」と改称）が結成され、町並み保存運動が起こり、それが今日の歴史・文化・風土を活かした地域づくりの基礎となった。また、この町並み保存運動は、全国の歴史的町並みの保存に対して多大な影響を与えた。

③昭和47年「高山市環境保全基本条例」の制定を受け、同年、「高山市市街地景観保存条例」が制定され、昭和49年から市街地景観保存地区の制定が始まった。市街地景観は、「高山市市街地景観保存条例」において、郷土の歴史的・文化的資産として位置づけられた。

④昭和50年代に入ると、高山市は、次々に景観保存に関わる施策を打ち出し、「高山市が設置する屋外広告物に関する要綱」（昭和53年）、「高山市景観デザイン賞」（昭和57年）、「高山の景観にふさわしい看板補助金交付要綱」（昭和59年）を制定し、町並み景観に配慮した地域づくりを推進する。

⑤高山市は、伝統的文化そのものの保存や町並みの単なる復元保存から一步前進し、近代的なものを含んだ都市整備の手法を取り入れた「まちかど整備」（昭和55年～）に着手する。そして、過去の文化遺産を守るだけにとどまらず、その歴史性・文化性を活かした新たな景観創出を、多額の費用を導入して行い続けた。その流れの中で、平成13年には「高山市潤いのあるまちづくり条例」を制定し、歴史・文化・風土を活かした総合的な地域づくりをさらに推進することとなった。

⑥高山市において、地域づくりを担い、推進力になっているのが、「町並保存会」や「景観保存会」である。高山市街地では、多様な保存会が地域社会の中に存在し、行政と地域住民のパートナーシップによる地域づくりが実践されている。その活動を支えているのは、伝統的に受け継がれてきた人々の絆であり、地域社会のコミュニティと考えられる。

⑦高山市では、江戸時代から「屋台組」、秋葉様を祀る組織、「火消組」の組織が形づくられ、今日それが町内会、自主防災組織、町並保存会、景観保存会の諸活動に受け継がれている。これらの諸活動が地域社会における人々の結束と自治意識を高め、そのことが高山の景観保存に重要な意味を持っている。すなわち、地域のコミュニティ組織がしっかりしていることが、高山において伝統的な町並みや景観が保存されてきた背景になっている、と指摘できる。

⑧祭礼を中心に結びついた地域の人々が共通意識を確認しあい、自らの地域の在り方を語り合い、行政との連携を深める中で、町並み景観をはじめとする高山の伝統文化が受け継がれている、と結論づけられる。



## 謝辞

本研究は、愛知淑徳大学助成研究の成果報告の一部である。研究費をいただいた大学当局に感謝申し上げるとともに、調査研究を実施するに当たり、現地でお世話・ご教示いただいた洞口清司氏・清水敬氏（高山市都市基盤整備部）、泉孝一氏（高山市教育委員会生涯学習課）、牛丸岳彦氏（高山市教育委員会文化財保護課）、二村法子氏（高山市企画課）、森慎太郎氏（高山消防署）、大野二郎氏（上三之町町並保存会会長）をはじめ、関係者各位に感謝申し上げたい。

## （注）

- 1) 「高山市民憲章」：「高山市例規集」（現行版、平成16年）による。「高山市民憲章」は、昭和41年11月1日に制定され、昭和56年5月11日改正。
- 2) 「高山市基本構想」：「高山市例規集」（現行版、平成16年）による。「高山市基本構想」は、平成7年9月21日議決。
- 3) 「高山市基本構想」による。「将来都市像」は、基本理念を踏まえ、豊かな自然環境と長い歴史に培われてきた伝統を活かしながら、誰もが住みやすく、住みたくするようなおちついた定住環境と、多くの人々が集い、ふれあえるようにぎわいのある交流環境を整備し、市民一人ひとりが誇りといきがいを持てるまちを目指している。
- 4) 「高山市基本構想」による。「施策の大綱」を列記すると以下の通りである。①飛驒の中核として役にたつまちづくり - 便利で個性ある都市空間づくり -、②快適でやさしさとゆとりのあるまちづくり - 安全で人と自然にやさしい生活空間づくり -、③いきがいと思いやりのある福祉のまちづくり - 人にやさしい福祉の生活空間づくり -、④豊かな心をはぐくみ伝統文化の香るまちづくり - 伝統文化を継承しふるさとを想う心を育てる -、⑤ふれあいと交流のさかんな活力あふれるまちづくり - 地域の資源と特性を活かした産業基盤づくり -、⑥市民参加のわかりやすいまちづくり - 信頼されるまちづくり -。
- 5) 「高山市屋台修理技術者認定要綱」：「高山市例規集」（現行版、平成16年）による。昭和56年2月4日に教育委員会告示。
- 6) 「高山市環境基本条例」：「高山市例規集」（現行版、平成16年）による。市の責務として、次の施策を総合的かつ計画的に推進することが挙げられている。①公害及び災害の防止、廃棄物の削減、廃棄物の適正処分及び再利用・省資源、省エネルギー、交通体系の確立、居住環境の整備、秩序ある土地利用、歴史的及び文化的資産の保存、景観の保全等生活環境に関すること。②森林の保全及び活用、河川の浄化、緑化の推進、自然景観の形成、自然保護等自然環境に関すること。③地域社会の融和、伝統的文化の保存及び創造、健全な青少年の育成等社会環境に関すること。④地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護、野生生物の保護管理等地球環境保全に関すること。
- 7) 平成4～12年度には「地方特定河川等環境整備事業」（高水敷整備・親水公園等、事業費142百万円）が行われ、緊急車両が入る高水敷取付道路設置（2ヵ所）、取付階段設置（4ヵ所）、遊歩道整備・高水敷整備（両岸）、親水公園整備（左岸）、照明等設置（両岸・市道）がなされた。また、関連事業として、本母堰改築・本母用水路改修（平成8、11、12年度）が行われるとともに、橋梁整備工事として、連合橋架替（10～11年度）、不動橋架替（11～12年度）、宮前橋架替（12～13年度）、弥生橋架替（13～14年度）がなされ、宮川リバーフロント整備も実施され、歴史・自然的景観に配慮した宮川の親水空間が甦った。
- 8) 一般の河川は、勾配が0.1～0.05%程度で、宮川と比べて緩い勾配である。

- 9) 高山市都市基盤整備部都市整備課総括主査・洞口清司氏の話による(2004.3.19インタビュー)。
- 10) 昭和41年「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」制定が契機となり、法律適応外の地域においても、歴史的風土を保存しようとする動きが活性化した。
- 11) 昭和初年、建築家ブルーノ・タウトが高山の町並みの魅力に惹かれて来訪するが、一般観光客が高山の町並みの見学を目的に訪れるようになったのは、昭和38年「くらしの手帳」に高山が「山のむこうのまち」として取り上げられたことが、契機となっているという。
- 12) 「財団法人観光資源保護財団」は、国民的財産である貴重な自然景観やかけがえのない文化財・歴史的環境を保全し、利活用しながら後生に継承していくことを目標に、英国の環境保全団体であるナショナルトラストを範として昭和43年12月に設立。現在の呼称は「財団法人日本ナショナルトラスト」。昭和59年に特定公益増進法人(免税団体)に認定。
- 13) 「集落町並本調査」の目的は、保存計画に必要な基礎資料を作成するとともに、集落町並保存対策の樹立に資することであった。
- 14) 奈良国立文化財研究所編著「高山・町並調査報告」高山市教育委員会発行、昭和50年。調査は文化庁・高山市・奈良国立文化財研究所の三者合同調査の形をとり、奈良国立文化財研究所の鈴木嘉吉建造物研究室長が主任調査員となった。当時、文化庁では伝統的建造物群の保存を法律化する必要に迫られていた。しかし、保存を志向した調査・研究の前例は少なく、調査内容・方法は手探りの状態であった。この高山の町並み調査は、草創期におけるケーススタディとして行われたが、その方法論は、後の我が国の町並み調査・研究に多大な影響を与えることとなった。
- 15) 「高山市伝統的建造物群保存地区保存条例」：「高山市例規集」(現行版、平成16年)による。昭和52年3月30日制定。高山市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、郷土の重要な歴史的、文化的遺産としての伝統的建造物群の保存、現状変更の規制、その他その保存のため必要な措置を定め、高山市の文化的向上に資することを目的とする。
- 16) 「高山市市街地景観保存条例」：「高山市例規集」(現行版、平成16年)による。昭和47年9月30日制定。高山市環境基本条例の規定に基づき、郷土の重要な歴史的、文化的資産としての市街地景観の保存に関し必要な事項を定めることを目的とする。この条例において「市街地景観」とは、高山市の歴史上意義を有する建造物等が周囲の自然的環境と調和をなして高山市における伝統と文化を具現し、及び形成している状況、と定義された。
- 17) 「高山市市街地景観保存計画」：「高山市例規集」(現行版、平成16年)による。昭和49年2月15日告示。市街地景観保存区域は、それぞれ地域の特性に応じ、保存を図るものとし、保存区域は、第1種保存区域(歴史的、伝統的建築物の周辺地域、または自然景観が優れていて建築物と調和している地域等で、景観及び環境の保全に配慮する地域)、第2種保存区域(伝統的建築様式により構成されている町並み、または伝統的建築様式の家居が点在し、風趣あるたたずまいを示している地域で、その景観を保存する地域)に区分し、保存基準を設け、高山市は保存区域内の環境の保全整備、防火体制の充実等の事業を計画的に実施することとなった。保存基準は、①保存区域内の建築物・工作物は保存区域の特性と調和するようにする、②区域内の空地は、植樹、花壇、造園等により環境の整備を図るものとする等の内容である。
- 18) 「高山市が設置する屋外広告物に関する要綱」：「高山市例規集」(現行版、平成16年)による。昭和53年4月17日告示。高山市の景観を良好に保全し、美観風致を維持するため、高山市が設置する屋外広告物について必要な基準を定めることにより、民間事業所等の屋外広告物についても自主的な規制を促すことを目的としている。
- 19) 高山市都市基盤整備部都市整備課「市街地景観保全事業のあらまし」(平成15年度版)、高山市。

「高山市景観デザイン賞」は昭和57年度に設置。目的は、恵まれた自然を保全し、伝統的建造物群等のすぐれた町並みと調和した都市景観の創造にふさわしい建造物等を表彰することにより、民間のデザイン意識の向上を促し、うるおいと魅力のあるまちづくりに役立たせること。

- 20) 高山市都市基盤整備部都市整備課「市街地景観保全事業のあらまし」(平成15年度版)、高山市。「高山の景観にふさわしい看板補助金交付要綱」は平成2年制定。潤いのあるまち、人づくりを目指して、高山の町並み景観及び環境の向上を図るため、高山の景観にふさわしい看板の設置等の事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するようになった。
- 21) 高山市都市基盤整備部都市整備課「市街地景観保全事業のあらまし」(平成15年度版)、高山市。「まちかど整備事業」は、①町にゆとりをもたせ住みやすい環境をつくる、②景観を美しく見せる、③市民と観光客との間にふれあいの場を設ける、等の視点から提案された。
- 22) 昭和55～58年度の「まちかど整備事業」費総額約3億円のうち、国庫補助金4千900万円、県補助金約3千万円があった。
- 23) 昭和55～平成14年度の「まちかど整備事業」費総額約4億9千万円のうち、国庫補助金4千900万円、県補助約6千217万円があった。総事業費の77.4%は高山市一般財源(約1億5千341万円)及び市債(2億2千710万円)で実施している。
- 24) 「高山市潤いのあるまちづくり条例」:「高山市例規集」(現行版、平成16年)による。平成13年12月26日制定。目的は、高山市のまちづくりについて基本理念を定め、市・事業者・市民の責務を明らかにするとともに、市民参加によるまちづくりを推進するための基本となる事項、及び秩序ある土地利用の形成とすぐれた都市景観の創出のための潤いのあるまちづくりに必要な事項を定めることにより、安全で快適な都市環境の形成と市民の福祉の増進に寄与することである。
- 25) 高山市教育委員会文化財保護課・牛丸岳彦氏の話による(2004.3.19インタビュー)。
- 26) 日下部省三「八幡祭と屋台」桜山八幡宮発行。
- 27) 「八幡祭と屋台」(前掲)。浦島台は大新町1丁目の屋台。創建年代は未詳であるが、文化年間に屋台が曳行された記録がある。明治8年の大火で焼失した。以来、台名旗で屋台に代えてきたが、大正13年に大八車を新調した。
- 28) 「八幡祭と屋台」(前掲)。牛若台は下一之町寺内組の屋台。天明の大火で類焼した高山蓮照寺の再建工事の余剰木材で屋台を新調しようということになったが、延び延びになり、文政元年に竣工した(当時は橋弁慶といったが、天保元年に牛若台に改名)。明治8年の大火に遭い屋台を焼失。その後は、仮台旗を作って祭礼に参加したが、昭和3年に本格的な台名旗を制作した。
- 29) 「八幡祭と屋台」(前掲)。文政台は下一之町の林屋介右衛門組・板屋長左衛門組の屋台。文政元年(1818)に再建。いつ、どのような理由で廃台になったかは不明。明治27年に台名旗を新調した。
- 30) 「八幡祭と屋台」(前掲)。船鉾台は下二之町下組の屋台。『高山市史』には、文政元年に創建、廃台年代不明とあるが、屋台組から提出された調査書には明治初年の大火で焼失とある。大正中期に代車が作られ、台名旗に金の刺繍がほどこされた。
- 31) 「八幡祭と屋台」(前掲)。大正台は大新町4丁目の屋台。大正3年、大新町4丁目の町内有志により屋台組結成の発議があり、町内全員の決議と氏子総代会の承認を経て、大正台組が発足した。大正期であったので、その名を大正台組とした。同年の例祭には新調した台名旗で祭礼に参加した。
- 32) 「八幡祭と屋台」(前掲)。桜台は下三之町桜組の屋台。明治40年、行神台上組が独立して桜組となった。
- 33) 「八幡祭と屋台」(前掲)。水門台は大新町5丁目水門組の屋台。昭和42年、大新町5丁目の町内氏子120戸の総意で水門組を創立。北山公園内の水門平と称する台地に因んで名づけられた。代車・台名旗は昭和59年に新調され、同年から祭礼に参加した。

- 34) 上三之町町並保存会会長・大野二郎氏の話による(2004.3.20インタビュー)。
- 35) 黒毛馬の絵馬(昭和28年奉納)には、年行事として行神組、布袋組、文政組、神楽組が、神輿年行事として神馬組、船鉾組、浦島組、牛若組の名が記されている。
- 36) 竜の絵馬(昭和31年奉納)には、年行事として豊明組、牛若組、宝珠組、仙人組が、神輿年行事として仙人組、鳳凰組、大正組、金鳳組の名が記されている。
- 37) 赤毛の馬の絵馬(平成2年奉納)には、年行事として牛若台組、神楽台組、鳩峯車組、仙人台組が、副年行事として大八台組、船鉾台組、神馬台組、行神台組の名が記されている。
- 38) 江戸時代の5回の大火は、享保14年(1729)一之町から出火し715軒焼失、天明4年(1784)一之町から出火し2,342軒焼失、寛政8年(1796)大横町から出火し447軒焼失、天保3年(1832)川原町から出火し227軒焼失、同年二之町から出火し617軒焼失している。また明治5年には上向町から出火し721軒焼失している。
- 39) 高山市教育委員会文化財保護課・牛丸岳彦氏の話による(2004.3.19インタビュー)。
- 40) 水汲み籠は竹で編み和紙を張り渋を塗って制作。実物が高山市郷土館や平田記念館にある。
- 41) 防火用柄杓は、上三之町の前田酒造等で見ることができる。
- 42) 以下、高山消防署・森慎太郎氏の話による(2004.3.19インタビュー)。
- 43) 高山市企画課・二村法子さんの話による(2004.3.19インタビュー)。
- 44) 高山市内の町内会の主な事業として、環境整備・美化、生活安全、集会施設の維持管理、子どもの健全育成、福祉活動、親睦行事などがある。環境整備・美化活動として、地域の人々による河川清掃、町内側溝清掃、草刈りなどがある。また、河川敷の樹木害虫対策として殺虫剤のあっせんが町内会を通じて行われる。環境問題に関連するリサイクルの啓発も町内会を通して行われる。一方、住民から行政に対して環境整備の要望が出されるが、これは町内会が窓口になっている。生活安全を確保する町内会の活動として、防犯灯の設置・維持・管理、防災訓練、救急救命訓練の実施などがある。公民館の管理も町内会の仕事である。子どもの健全育成として、祭礼の子ども神輿行列を始め、ハイキング、キャンプ、夏のラジオ体操、雪祭りなどが各町内会で企画される。福祉活動としては、町内会を単位に各種募金の協力、独居老人宅の訪問、敬老会、旅行が行われる。親睦行事としては、町内会対抗体育行事、校区体育行事、文化行事への町内会単位での参加がある。旧市街地には伝統的な地域づきあいが生きているが、郊外では人々のつながりが必ずしも強くはない。そのため、町内会に対する意識も違って、活動に温度差がある。
- 45) 高山市教育委員会文化財保護課・牛丸岳彦氏の話による(2004.3.19インタビュー)。
- 46) 高山市教育委員会文化財保護課・牛丸岳彦氏の話による(2004.3.19インタビュー)。
- 47) 山王神社の氏子圏を例にとると、上一之町は神楽台組、黄鶴台組、三番叟組、麒麟台組の4組、上二之町は石橋台組、敬慎台組、南車台組、五台山組、鳳凰台組の5組、上三之町は恵比須台組、竜神台組、三安瓢箪台組の3組。
- 48) 山王神社の氏子圏を例にとると、片原町は崑崗台組の1組。
- 49) ただし、山王神社の氏子圏を例にとると、黄鶴台組、三番叟組、麒麟台組には保存会はない。